

防整施第6043号
3 1 . 3 . 2 8

大臣官房会計課長
地方協力局施設管理課長
防衛大学校総務部会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部経理課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部総務部経理課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部総務部会計課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部総務部会計課長
防衛監察本部総務課長
各地方防衛局総務部長
北海道防衛局管理部長
東北防衛局企画部長
北関東防衛局管理部長
南関東防衛局管理部長
近畿中部防衛局管理部長
中国四国防衛局企画部長
九州防衛局管理部長
沖縄防衛局管理部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計殿

整備計画局施設計画課長
(公印省略)

工事の総合評価落札方式における簡易確認型の試行について（通知）

標記について、別紙のとおり定め、平成31年7月1日以降に入札公告を行う建設工事から、当分の間、試行することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

工事の総合評価落札方式における簡易確認型の試行について

1 目的

総合評価落札方式による工事の発注においては、競争参加者が数十枚に及ぶ申請書等資料を作成する必要があり、また、これに係る発注者の技術審査等、競争参加者及び発注者の事務負担が大きくなっていることから、技術資料（競争参加資格資料）の提出を、競争参加者の自己申告による簡易確認資料の提出に留め、その後、簡易確認資料の評価値と入札書により上位3者程度を落札候補者として詳細技術資料の提出を求め、簡易確認資料の内容を確認する方式（以下「簡易確認型」）を試行的に導入する。

これにより、落札候補者以外の者及び発注者の事務負担軽減を図るものである。

2 適用範囲

施工能力評価型総合評価落札方式を適用する工事において試行する。

3 簡易確認型の試行

簡易確認型の試行に当たっては、本要領において定めるもののほか、工事に関する入札に係る総合評価落札方式について（施本第758号（C C P）。12.4.14）、建設工事請負契約に係る総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領について（防整施第6033号。31.3.28。以下「事務処理要領」という。）及び建設工事請負契約に係る施工体制確認型総合評価落札方式について（防整施第6035号。31.3.28。以下「施工体制通知」という。）により実施するものとする。

4 入札公告及び入札説明書

入札公告及び入札説明書には、簡易確認型の試行対象工事であること及び詳細技術資料を求める者の数（落札候補者数）を記載する。記載は「本工事は、簡易確認資料による評価点を用いて入札参加者の簡易評価値を求め、その上位〇者を落札候補者として選定した後、詳細技術資料を確認し落札者を決定する、簡易確認型の試行対象工事であるとする。なお、上位〇者は上位3者を基本とする。」

5 手続きに要する日数

別図に示す日数を参考とするものとする。

6 競争参加資格の確認

一般競争参加資格確認申請書の提出を求める資料において、事務処理要領別

表第2技術的能力審査結果表における一般審査事項の審査結果が全て適格である者に対し、詳細技術資料の提出を求められた者は、企業の能力及び配置予定技術者の能力が適格であると判定されることを条件として、競争参加資格を与えること。

7 簡易確認資料の提出

- (1) 競争参加希望者から、原則として申請書の提出と同時に、簡易確認資料（別紙様式第1、別表）の提出を求める。簡易確認資料の提出に際しては、審査時のデータ改変防止のため、エクセルデータでの提出は禁止すること。
なお、競争参加者が配置予定技術者の複数申請を計画している場合は、一番評価が低いと判断される技術者で簡易確認資料を作成させること。

8 簡易評価値の算定、落札候補者の決定

- (1) 簡易確認資料、施工体制評価点、入札価格により簡易評価値を算定する。
(2) 簡易評価値は、予定価格の制限の範囲内の入札をした者に与えられる。
(3) 各評価項目について、未入力や複数入力がある場合、その項目は評価対象としない。
(4) マイナス評価（過去の工事成績、事故・贈賄等による指名停止等）については従来どおり発注者により確認・評価する。
(5) 入札公告等で示した簡易評価値の上位3者（ただし、3者目の簡易評価値が同じ者が複数いる場合は、その全ての者を含む）を選定し「落札候補者」とする。なお、予定価格の制限の範囲内の入札をした者の数が、3者に満たなかった場合は、その者全てを「落札候補者」として選定する。

■ 「評価値の上位3者同等」を落札候補者とした場合の例

【例1】 企業名 簡易評価値 順位

A者	72	1
B者	71	2
C者	70	3
D者	68	4
E者	65	5

【例2】 企業名 簡易評価値 順位

A者	72	1
B者	71	2
C者	70	3
D者	70	3
E者	65	5

9 落札候補者選定結果の通知・詳細技術資料の提出依頼

予定価格の制限の範囲内の入札をした者のうち、落札候補者には、詳細技術資料の提出依頼を含めた落札候補者選定通知書（別紙様式第2）を、それ以外の競争参加者には落札候補者対象外である旨を記載した落札候補者非選定通知書（別紙様式第3）を、それぞれ通知する。

また、落札候補者には詳細技術資料（別紙様式第4）及び各技術資料（競争参加資格確認資料）の提出を求める。

10 詳細技術資料の提出

詳細技術資料は原則として、落札候補者選定結果通知日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く）以内に提出を求める。分割しての提出は認めない。また、期限内に提出がなかった場合は、競争参加資格無しとする。

11 評価値の算定

- (1) 詳細技術資料に基づき、企業及び配置予定技術者の能力を評価する。また、地域評価型を採用する場合は、企業の信頼性・社会性も評価する。
- (2) 簡易確認資料と詳細技術資料による評価が一致しない評価項目の評価点は、簡易確認資料での評価点を上限として、発注者の審査結果により評価する。
- (3) (1)及び(2)に伴い加算点が変更した場合は、変更後の加算点を用いて評価値を再算定する。
- (4) (3)で最も高い評価値が、落札候補者対象外の者のうち最も評価値の高い者の簡易評価値を上回る場合は、その評価値の者を『落札予定者』とする。また、下回る場合は、落札候補者対象外の者のうち最も評価値の高い者を落札候補者とし、落札候補者選定通知書を通知の上、詳細技術資料の提出を求める。
- (5) 詳細技術資料の審査の結果、落札候補者に競争参加資格が無いと認められた場合は競争参加資格確認通知書（別紙様式第5）を通知する。

例 1

落札候補者の評価値が、 簡易評価値4位の者を上回った場合				
企業名	簡易確認資料		詳細技術資料	
	簡易評価値	順位	評価値	順位
A者	72	1	66	3
B者	71	2	入札無効	—
C者	70	3	70	1
D者	68	4	—	2
E者	65	5	—	4

←落札予定者（C者）

例 2

企業名	落札候補者の評価値が、 簡易評価値 4 位の者を下回った場合			
	簡易確認資料	詳細技術資料		
	簡易評価値	順位	評価値	順位
A 者	72	1	66	3
B 者	71	2	入札無効	—
C 者	70	3	67	2
D 者	68	4	—	1
E 者	65	5	—	4

簡易評価値が D 者の評価値を下回ったため、
←落札候補者（D 者）となり詳細技術資料を審査

1 2 落札者の決定

前項により詳細技術資料を確認した最高評価値の者を落札者とする。

1 位の者が複数いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

1 3 不誠実行為（技術資料の虚偽記載等）の確認

以下のいずれかに該当する場合、指名停止措置要領に基づく措置を行うことができる。

- (1) 簡易確認資料の記載に疑義が生じた場合、詳細な資料の提出を求めたうえでヒアリングを行う。ヒアリングの結果、過失ではなく、虚偽の記載をしたことが確認された場合
- (2) 詳細技術資料の提出を拒否した場合（配置予定技術者を配置できなくなった場合はこれによらない。）

1 4 入札手続き期間における競争参加辞退、配置予定技術者の扱い

- (1) 競争参加資格確認申請書提出以降かつ入札書提出まで
競争参加は入札書を提出するまでは、競争参加を取りやめることができる。
- (2) 入札書提出以降かつ詳細技術資料提出まで
競争参加辞退については、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札予定の技術者を配置することができなくなった場合に、入札を「無効」とすることにより認める。
- (3) 詳細技術資料提出から落札決定まで
 - ア 競争参加辞退については、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定に技術者とする場合において、他の工事を落札したこと及びその他やむを得ない理由（死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等）により配置予定の技術者を配置することができなくなった場合に、入札を「無効」とすることにより認める。
 - イ 詳細技術資料により配置予定技術者個人が特定されていることから、配

置予定技術者の変更は認められない。

ウ 配置予定技術者の技術力の評価が詳細技術資料と簡易技術資料で異なる場合の評価点は簡易技術資料での評価点を上限として、発注者の審査結果により評価する。

1.5 その他の留意事項

(1) 入札結果の公表

ア 入札結果は、競争参加資格有りとなった者を対象に記載。

イ 評価点及び評価値は以下のとおりとする。なお入札調書も同様とする。

① 落札候補者 : 詳細技術資料による評価点及び評価値

② 落札候補者以外 : 簡易確認資料による評価点及び評価値

(2) 本方式の入札手続は、当分の間、紙入札方式で行うものとする。

(3) 本通知の実施に当たり疑義が生じた場合は、整備計画局施設計画課と協議するものとする。

別紙様式第1
(用紙A4版)
平成 年 月 日

(契約担当官等の官職氏名) 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

簡易確認資料

標記について、平成〇年〇月〇日付けで公告のありました「〇〇(〇)〇〇新設工事」の簡易確認資料を別紙（別表1）のとおり提出します。

等級区分 一般土木工事 ○等級

所在地 (本社（本店、支店、営業所）の所在地を記入すること。)

業者コード

建設業許可番号 〇〇-〇〇〇〇

連絡先 所属：

役職：

氏名：

電話：

E-mail：

注) 連絡先とは、簡易確認資料の内容に対する問い合わせ及び、施工体制の確認を行う際ににおける連絡先（担当者）を記載するものとする。また、詳細技術資料の提出依頼は、記載された連絡先（担当者）に送付する。

別紙様式第2
(用紙A4版)
平成 年月日

住 所
商号又は名称
代表者 氏名 殿

会計機関名
役職 氏名

印

落札候補者選定通知書

先に提出のあった 建設工事における簡易確認資料・入札書等により簡易評価値を算出した結果を下記のとおり通知します。
また、下記期限までに詳細技術資料を提出してください。

記

入札公告日	平成 年 月 日
工事名	工事
落札候補者選定結果	落札候補者の対象 本案件の競争参加者上位3者の簡易評価値に該当するため（ただし、3者目の簡易評価値と同じ者が複数いる場合は、その全ての者を含む）
詳細技術資料受付期間	平成 年 月 日 ○○時○○分まで

注) 詳細技術資料の提出様式は、入札説明書○. 競争参加資格の確認等（○）による。

注) 詳細技術資料による競争参加資格が無いと認められた場合、及び詳細技術資料を提出しない場合、当該業者の行った入札は無効とする。

注) 詳細技術資料を提出しない場合、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

注) 提出された技術資料と簡易技術資料の評価結果が異なる場合、簡易技術資料評価点を上限とし、発注者による詳細技術資料の評価結果をもって加算点とする。

窓口：○○防衛局○○課○○係 ○○○○ TEL ○○○ (○○○) ○○○○
FAX ○○○ (○○○) ○○○○
E-mail ○○○ (○○○) ○○○○

別紙様式第3
(用紙A4版)
平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者 氏名 殿

会計機関名
役職 氏名

印

落札候補者非選定通知書

先に提出のあった 建設工事における簡易技術資料・入札書等により簡易評価値を算出した結果を下記のとおり通知します。
落札結果及び競争参加者の加算点評価内訳については、落札決定後に公表します。

記

入札公告日	平成 年 月 日
工事名	工事
落札候補者選定結果	落札候補者の対象外 本案件の競争参加者上位3者の簡易評価値を下回ったため（ただし、3者目の簡易評価値と同じ者が複数いる場合は、その全ての者を含む）。 ただし、詳細技術資料審査の結果により、後日落札候補者選定通知書が送付される場合があります。

窓口：〇〇防衛局〇〇課〇〇係 〇〇〇〇 TEL 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇
FAX 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇
E-mail 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

別紙様式第4
(用紙A4版)
平成 年 月 日

(契約担当官等の官職氏名) 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

詳細技術資料

標記について、平成〇年〇月〇日付けで公告のありました「〇〇(〇)〇〇新設工事」の詳細技術資料（競争参加資格確認資料）を別紙のとおり提出します。

連絡先 所 属 :

役 職 :

氏 名 :

電 話 :

E-mail :

注) 連絡先とは、詳細技術資料の内容に対する問い合わせにおける連絡先（担当者）を記載するものとする。

別紙様式第5
(用紙A4版)
平成 年月日

住 所
商号又は名称
代表者 氏名 殿

会計機関名
役職 氏名

印

競争参加資格確認通知書 (詳細技術資料確認後)

下記案件について、平成〇年〇月〇日付競争参加資格確認通知書により、条件付きで競争参加資格を有としたところであるが、詳細技術資料によりその条件が満たされないことが確認された。

従って、入札説明書に記載のとおり、貴社の行った入札を無効とする。

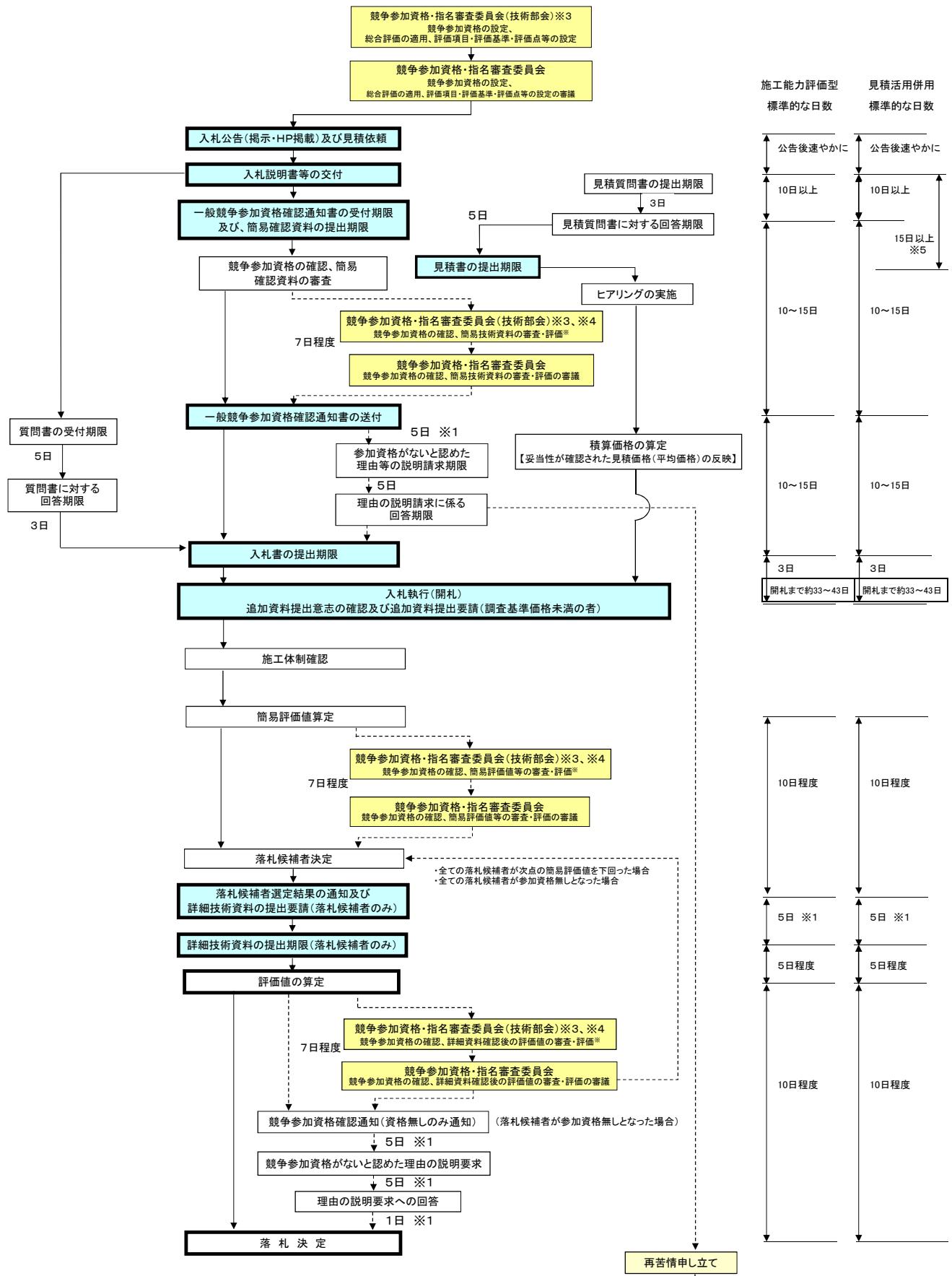
記

入札公告日	年 月 日
工事名	工事
競争参加資格「無」とした理由	

なお、競争参加資格がないと認められた理由について説明を求めることがあります。説明を求める場合は、下記の方法によること。

- ①受付期限：平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日 10 時から 16 時まで
- ②受付先：〇〇防衛局〇〇課〇〇係 〇〇〇〇
TEL 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇〇
FAX 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇〇
E-mail 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇〇
- ③提出方法：電子メールにより提出すること。提出後、②に提出した旨を電話で通知すること。紙入札方式の場合は持参又は郵送等とする。
- ④回答方法：電子メールにより回答する。
なお、紙入札方式の場合は書面により回答する。

**簡易確認型における標準的な業務の流れ及び所要日数
〔総合評価方式(施工能力評価型)〕**



上記日数は、手続きの翌日から期日を示したものである。

※1：行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。

※2：競争参加資格がないと認めた理由の説明請求がなかった場合であり、当該説明請求等があった場合には、必要日数を確保して延期するものとする。

※3：技術部会は競争参加資格・指名審査委員会と兼ねることが出来るものとする。

※4：技術部会及び競争参加資格・指名審査委員会の開催について、※4記載があるものは※4時間で兼ねることが出来るものとする。

※5：見積もりの内容により、適切な期間を確保すること。

